

第8回 規制改革会議 会議終了後記者会見録

日時 : 平成19年10月29日(月) 11:40 ~ 12:06

場所 : 永田町合同庁舎第2会議室

木場委員 それでは、お待たせいたしました。これより記者会見を始めさせていただきます。担当の記者さんが、前回から大分替わられたということで、私、前回欠席しておりましたが、委員の中で広報を担当しております、木場と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の概要に入る前に、お手元の資料を確認していただきたいと思います。

一番最初が「第2次答申に向けた取組方針」。

「子育て経験者に対する保育士資格要件の拡大」。

「科学的根拠に基づく資源管理の実施及び個別漁獲割当制度の導入について」。

「民間競売について」という、縦書きでとじたものが2種類あります。

もし不足がありましたら、お手を挙げていただければ、事務局の者が届けますが、大丈夫でしょうか。

それでは、始めたいと思います。本日の会議では、前回お配りいたしました第2次答申に向けた取組方針に沿いまして、各タスクフォースの主査より、現在の検討の状況や今後の予定について説明がありまして、その後意見交換をいたしました。

現在、12月末にとりまとめる第2次答申の詰めは佳境に入っておりまして、各タスクフォースともに、関係者からのヒアリングを一通り終えまして、各省との協議に入りつつある状況にあります。

今回の議事の詳細な御紹介につきましては、政府部内での検討、協議に関することでもありますことから控えさせていただいておりますけれども、後ほど私の隣におります八田議長代理、奥の福井委員から、本日検討を行いました課題のうち、具体的な3点の取組みについて御報告をさせていただきたいと存じます。

それでは、まず議長から、一言お願いいたします。

草刈議長 今日は、皆さんお集まりいただきありがとうございます。改革後退とか、いろいろ言われていますが、私どもはそういうつもりは全くありませんから、必要なことはやっていくということです。95年から続いている会議ですから、基本的な精神はそのままきちんと継承してやっていくつもりです。

今日は、岸田大臣にも国会中にもかかわらず来ていただいて、話をさせていただきましたし、この前、総理のところにもごあいさつ方々お話をまいりました。

お二方とも、規制改革というのが、非常に重要な部分が多いことは全く変わってない。だから、是非活発にやってくださいというコメントをいただいたところでございます。

ちょうどこれから本格的な交渉というか、やりとりが、各省庁と入る段階にあります。したがって、今度は11月27日に本会議をやりますが、それだけでは不足だと思うので、

記者の皆さんに対しては、これは事務局が中心になってやってもらいますが、今までやってきたこと、オリエンテーション的なこと、それから11月の途中で、もう少し具体的なアイテムについて、ホットな話題を記者懇談会という格好でやろうと思っています。

私からは以上ですが、八田先生から追加はございますか。

八田議長代理 結構です。

木場委員 それでは、八田議長代理より、具体的な取組み状況についての説明を、2つ申し上げたいと思いますが、まず保育士でございます。お願いします。

八田議長代理 最初は、保育士の資格要件の拡大についてお話いたします。

これは、保育士が今、不足しているわけですが、保育士の数を増やす上で、子育て経験のあるお母さん、お父さんが資格を取りやすくしようというわけです。これ以降は、簡単なお母さんといいますが、お母さんだけに限るものではなくてお父さんも含まれます。

この絵をごらんいただきたいんですが、今、保育士になろうとすると、2つの方法があります。

1つは、高校を卒業して、青い欄の「指定保育士養成施設卒業」、これは学校に2年間行く、短大の課程である場合もありますし、専門学校である場合もあります。

もう一つは、そういう保育士養成学校を出なくて、ただ短大を卒業した、あるいは高専を卒業して2年間経ったという人が受けられる保育士試験というのがあります。これを受けると、上と同等の資格が得られます。

もし短大などに行かなかった人は、2年間の実務経験が必要だと、ところが、資格がないわけですから、実務経験はなかなかしにくいわけです。お手伝いということなんでしょうけれども、きちんとした保育所でやらなければいけない。しかもフルタイムでやらなければいけないということですから、これは非常に難しい。中卒の場合には、5年の実務経験が要ということです。

私どもの提案は、子育て経験のある母親ならば、まず第一に、必ずしも高卒でなくても、上の保育士養成施設に入学できることにしてはどうか。これが第1です。

第2番目は、高卒から2年間経っていなくても、保育士試験を受けることができるようにしてはどうか。実は、高卒だけではなくて、とにかく子育て経験のある人は、保育士試験を受けることができることにしてはどうかというわけです。

3番目の提案は、子育て経験のある方は、3か月程度の衛生とか栄養に関するきちんとした研修を受けた上で、準保育士という形で保育園で働くことができる新しく資格をつくってはどうか。

その3点が、私どもの提案です。例えば3か月というのは、実際の保育士養成学校の方たちをお招きして、いろいろと話を伺った上で出た判断です。

木場委員 今のところが「第2次答申に向けた取組方針」のIV番の「雇用・就労」に当たる部分です。ページ数でいいますと、7ページの「2.雇用・就労」の「検討の方向性・

具体的施策」の中の業務独占資格取得に関する学歴要件等の部分の一つとして、今、具体的な案を御紹介いたしました。

どうぞ。

草刈議長 今のお話は、つまり子育て経験のある人について、一番上の学校の受験資格であるとか、あるいは3か月で仮の資格を取れるということ、これは学歴に関係ありませんから、中卒であろうと、高卒であろうと、全然構わない。子どもを育てると学歴は関係ないということです。

木場委員 ありがとうございます。

それでは、続けてですが「第2次答申に向けた取組方針」の5ページの「II.地方の活力・地域生活の向上」の中の「1.農林水産業の再生」のテーマとして、具体的に御紹介したいと思います。

続いてお願いいたします。

八田議長代理 地方再生のためには、農業・林業・漁業等で規制改革によって達成可能なことは非常に多いのですが、特に漁業については、ある改革をすると非常に生産性が上がると考えますので、私どもはそれを提案したいと思います。

まず、第一にこの図をごらんいただきたいと思います。例として、キチジという魚を取ったんですが、漁獲量が急激に減っているのがわかると思います。これにはいろんな理由があると思いますが、この場合にはかなり乱獲が原因であると考えられます。

ところが、右側のノルウェーのニシンの漁獲量をごらんいただくとわかるんですが、似たような状況が、大体70年代の後半までありました。ノルウェーでもニシンが激減いたしました。日本と同じです。

そこで船ごとに可能漁獲量を指定するという方法で規制改革をしたんです。そうすると漁獲量がどんどん増えていきました。

その背景を御説明するために、左下の図をごらんいただきたいと思います。横軸は魚の体長です。縦軸はキログラム当たりの価格です。これを見るとわかるのは、体長が、例えば15cm以下のものは、キログラム当たり1,000円であるが、25cmのところは4,000円ということで4倍ぐらいの価格差がある。したがって、船ごとに、漁獲量が制限されているならば、大きいものを取った方が4倍も価値があるんだから、大きいのを捕って小さいのを捕らないことになるはずなんです。ところが、今の日本の漁獲量の規制は、オリンピック方式といいまして、解禁日からヨーイドンで捕りまして、国中の漁獲量が一定量になったところで全員捕るのをやめることになっています。ともかく早い者勝ちなんです。だから、どんな小さな魚でも捕った方がいいということになりますから、編み目を小さくして、できるだけ捕るという仕組みになっています。ノルウェーもそうだったんです。

ところが、その後のノルウェーでは、船ごとにどれだけ捕ってもいいかという漁獲量を割り当てることにした。そうすると、ほかの船がどれだけ捕ろうと、自分の船はそれだけ捕ることを許されているわけですから、のんびり1年かけて捕ることができる。となると、

網の目を大きくして、グラム当たりの値段が高い魚だけを取ればいいことになる。網の目が大きいと稚魚は逃げて、十分育つことになります。

実は、日本の漁獲量制限方式には、二つの問題があります。第1は、制限トン数の水準の問題です。右下の図の赤い線は、さっきのオリンピック方式で、日本が決めている最大可能漁獲量を示しています。これは、TACと呼ばれています。マイワシとかサバとかは、そういうふうに決めているんです。しかし、科学的に算定された量は青い方なんです。だから、そもそもこのオリンピック方式自体が相当いい加減に運用されていて、ABCという科学的に算定されたものより、はるかに多く捕ってもいいことになっている。そこにまず問題がある。

第2は、先ほど申し上げたような、船ごとの漁獲量指定がないということです。

ところで、ノルウェーでは、指定された後、割当された後で、自分のところは余り捕りたくない。能率がよくないという、その割当をほかの船に売ることできます。それが、ここで譲渡可能と書いた意味です。

この改革は、長い目で見て、日本の漁業の再活性化に役に立つものだと思いますので、これを主張していきたいと思っております。

以上です。

木場委員 ありがとうございます。

続きまして、福井委員の方から「民間競売について」ですが、こちらもお手元の資料の「第2次答申に向けた取組方針」の「I. 安心と豊かさの実現」の「3. 住宅・土地」の中の1つのテーマでございます。

お配りした資料が2種類あると思うのですが、お手元をお願いいたします。

福井委員、お願いします。

福井委員 表紙がピンクでない方の資料をベースに御説明申し上げます。

ここでは「民間競売とは？」ということで定義があります。必要に応じて今ある裁判所と同じような介入もできるんだけれども、別途債権者と債務者とであらかじめ合意した場合には、合意した民間の競売機関に対して、競売手続をゆだねることもできるというものです。

現在、特に日本の抵当権実行の不動産競売は、もう100年近く暴力団などの食い物になっていると言われてきました。例えば占有屋を招き入れて、彼らが脅しやゆすりをする、それに応じて抵当権者や物件を買い受けた者がお金をゆすり取られたりすることが、日常茶飯事になってきたわけでありまして、極めて不健全な市場になっていました。

民間の不動産の売買では、お金も払って、しかも全額払った後に、まだそこに様子のわからない人たちが住みついているなどということは起こり得ないわけですが、日本では裁判所が仲介する競売物件が一番危険な不動産物件です。仮に占有者や違法な何らかの詐害行為があった場合も、それは自分の責任でどけていただくのだから、そういうリスクをわきまえて勝手に買いなさいという注釈まで付いているわけですし、日本の裁判所競売物件

というのは、要するに最も危険な物件です。

アメリカでは、勿論もともとは州法ごとに違うんですが、裁判所競売でスタートして、現在では 51 州のうち 37 州で、裁判所競売に加えて民間競売もオプションで認められています。

その中の 25 州では、専ら民間競売が利用されており、裁判所競売はいまや米国ではシェアの小さいものになっています。

なぜか。債務者や執行妨害などがかえって起こりにくいからです。それが実態上検証されてきたがゆえです。

平均競売期間が、もう一つの資料の一番上にありますけれども、アメリカでは民間競売が中心の州は 5.7 か月ですけれども、裁判所競売中心州は 11 か月ほどかかっています。民間競売がむしろ期間を短くして、債権回収の効率化を図っているという実態があります。

そこで、ピンクでない青っぽい方の資料の 1 枚目、米国の制度が非常に参考になるわけですが、今、左側の黄色い列が裁判所競売で、競売開始決定から登記や現況調査、物件明細書、売却広告など、これを全部裁判所が行います。裁判官などは公務員ですので、必ずしも急いでやろうというインセンティブが強いわけではありません。

これに対して、私どもが提案しようとしている民間競売は、右側の列でありまして、いつ開始するか、売却について公示するか、代金の清算等。こういったところについては、一定の裁判所関与が当然必要ですけれども、ほかの部分については省略あるいは簡略化した形も可能というものです。

下の方のイグザンプルの 1、2 にありますように、あらかじめの執行契約で、例えば内覧に協力してもらおうとか、設計図書をちゃんと見せなさいということ義務づけることもできるし、一方で協力的な場合には省略ができる。協力的でない場合には、一層の強い裁判所による権力的関与を求めることができるということで、さまざまなバリエーションに応えることができるというものです。

2 ページが、アメリカと日本の民間競売の比較です。おおむね一緒ですけれども、共通点はもともと合意した人にゆだねられるということ。それから、全体の進捗管理も民間が行う方が、裁判所よりはよほど責任感を持ってできる。更に妨害排除に対しては、あくまでも強力に、権力的な実力行使も行う。この辺りは共通なんですけれども、ちょっと違うのは、やや技術的ですが、アメリカでは後順位の抵当権者の実行のときには、先順位が引き受けさせられるという対抗措置を取りますが、日本では原則として満額弁済なら消除する。

アメリカでは、抵当権者の自己競落が多いんですが、日本では第三者売却が一般的ということで、それを中心とした制度を導入してはどうかということで、現在、法務省や関係機関と調整中です。

法務省に対しては、3 年ほど前にこの会議から民間競売をちゃんと研究してほしいということで、一応お願いしてあるんですけれども、必ずしも具体的な提案に十分に熟さない

まま現在に至っておりますので、当会議ではむしろ独自のヒアリングやアンケートなどを実施中です。こういった、選択肢の多いものをオプションとして裁判所の競売に加えて認めるということについては、ニーズが強いと考えております。

これによって、言わば暴力団などの資金源が根絶されることもさることながら、金融秩序、要するに金銭消費貸借の市場が活性化する。もっと金融が活性化する。更に不動産の流動化によって、土地の有効利用がますます景気を下支えするというような、大きな意味を持つものだと考えています。

以上です。

木場委員 どうもありがとうございました。それでは、質疑応答に移りたいと思います。どうぞ。

記者 省庁ともいろいろと交渉されていると思うんですが、民間競売の関係は、今、若干紹介があったんですけども、保育士ですとか漁獲量の関係に対する所管官庁の見方ですとか、現時点の反応はどういう感じなんでしょうか。

八田議長代理 今まで保育士についても、漁獲割当についても、民間の方々へのヒアリングを非常に精力的に進めてきました。今、質問を投げているところです。その回答を待つてヒアリングをしようと思っておりますが、まだ正式な回答はいただいております。

記者 わかりました。

木場委員 ほかにございましたら、どうぞ。

記者 実務経験がないと試験が受けられない資格というのは、保育士以外にも幾つかあると思うんですけども、ほかの資格については、どういうふうにお考えでしょうか。

八田議長代理 当会議でもう一つ扱っているのは、理容師・美容師についてですけども、これは特に実務経験が問題ではないんです。昔は1年学校に行って、もう1年インターンという形だったんですが、今は2年学校に行って、それでいきなり試験を受けて資格が取れる。したがって、当会議は、実務経験についての資格については、保育士以外は対象としていません。

なお、美容師さん、理容師さんについては、理容師さんの資格を取った人が美容師さんになる。あるいは逆のケースを、今よりはるかに容易にしようというのが、当会議が今検討している提案です。

木場委員 ほかにございますか。

草刈議長 育児というのは、少子化と言われている世の中ですけれども、今、45歳あるいは50歳以上の団塊の世代と言われる人たちが、こういう人たちは、育児経験を持っている人が多いわけです。それを保育士さんが少ないという状況にかんがみて、そういう方のできるだけ簡潔に資格を取っていただく、そういうことをやれば、やる方も子どもは年を取るとかわいいものになるんです。ですから、そういう意味で非常に適性がある。そのところが一つのポイントだと思います。

女性に限らないで、男性も資格が取れる形にした方がいいと思います。

八田議長代理 今、議長が言われたことを補足します。今の制度だと保育士の試験を受けたらいきなり資格が取れる。あるいは、2年間学校に行くと資格が取れる。その2年間で何を学んでいるかという、例えば介護保険のことについて習ったり、年金のことについて習ったり、常識的に言って保育士になるのに必要不可欠とは言い難いことをたくさん習っている。

資格を取った後で、実際の保育所で働くと、実は私は子どもには興味なかったんだと思ってやめてしまう人が非常に多いというんです。そういうことをやるよりは、実際に経験のある人に入ってもらった方がいいではないか。ただし、業界関係者の意見を伺うと、衛生と栄養に関する知識は、きちんと勉強しておかなければいけない。しかし、それさえきちんとやってもらったら、経験のある人の方がむしろいいんじゃないかということでした。

木場委員 どうぞ。

記者 たびたびすみません。漁業のところなんですけれども、改革案としては船ごとに漁獲量を指定ということなんですけれども、よくわからなかったんですが、現行の日本のオリンピック方式というのは、何単位で規制しているのが多いんですか。

八田議長代理 トンです。

記者 というか、船ではなくて。

八田議長代理 日本全体です。だから、早い者勝ちなんです。

先ほど申し上げたことを多少修正させていただきたいんですけれども、漁業の方についても質問を投げてありまして、それは回答待ちです。こちらの保育士の方は、散々ヒアリングをして、前の案から少し修正しましたので、今、投げる直前です。

記者 わかりました。

木場委員 質問がないようでしたら、これをもちまして、今日の記者会見は終了させていただきたいと思います。どうもお忙しい中ありがとうございました。